

【民暴委員会に所属するに至った経緯】

昨年 1 2 月に埼玉弁護士会に入会し、弁護士としての業務を開始しました、前野と申します。

埼玉弁護士会には数多くの委員会があり、その中でも民事介入暴力対策委員会は、大勢の弁護士が所属して精力的に活動している委員会です。しかし、誤解を恐れずに申し上げると、まだ民暴事件の解決に携わった経験のない私にとって民暴事件に対するイメージは、「怖い事件」です。

それでは、そんな私がどうして民暴委員会への所属イメージを抱きながらも、民暴委員会への所属を希望するに至ったきっかけについて、お話ししたいと思います。

私は、生まれも育ちも埼玉県で、地元の小中高を卒業後、大学と法科大学院（ロースクール）で法律の勉強をして平成 2 9 年に司法試験に合格し、現在に至るまで埼玉県で生活をしてきました。学生時代に駅伝やマラソンをしていたこともあって、県内の様々な場所には練習や大会での思い出があります。

そんな埼玉県に地縁がある私ですが、司法修習が始まる前までは、民事介入暴力という言葉すらよく知らず、ましてや弁護士になった後に自分が民暴委員会に入ることなど想像したこともありませんでした。その後、民暴委員会の存在を知り、自らも民暴委員会の委員として関わっていこうと考えるようになったのは、弁護士登録前の司法修習中のことです。

埼玉弁護士会の先生方は、司法修習生が興味を持った委員会への出席を希望すると、いつでも温かく迎え入れてくださいます。私は、今年の 2 月、他の司法修習生が民暴委員会に出席するという話を聞いて、どのような活動をしているのだろうと疑問に思いつつも、その司法修習生についていくようにして委員会に出席させていただきました。

民暴委員会では、民暴事件の発生の未然防止、民暴事件が発生してしまった場合の解決、暴力団等の反社会勢力に関わりを持ってしまった人たちの更正などを目的とした様々な活動の報告や協議が行われます。

私が出席させていただいた月の委員会では、「ぼったくり 1 1 0 番」という活動を実施することの是非について、協議が交わされました。ぼったくり 1 1 0 番とは、県警と民暴委員会の弁護士で連携し、大宮駅東口の南銀座地区を巡回することで、いわゆる「ぼったくり」の被害を防止しようというパトロール活動です。

この活動は、その後の昨年 5 月から試行的に実施に至り、現在でも継続的实施されています。私も、今年の 1 月末のパトロールに初めて参加させていただきました。実際に夜の繁華街を歩いてみると、どこかでぼったくり被害が起きていても不思議ではないと

**前野 雅敬 弁護士**

いう印象を受けると共に、私たちから直接見えないところで起きる被害を防止し、救済を図ることに対する困難さも感じました。個人的な感想ではありますが、ぼったくり被害防止の効果を上げて安全で安心なまちづくりを推進するためには、活動の方法等について、今後も検討を重ねていく必要があるように思います。

このように、私が弁護士登録直後から民暴委員会の一員として活動に参加させていただいているのも、司法修習中から複数回にわたって委員会へ出席させていただいたことで、ぼったくり110番のような幅の広い活動が行われていることを知り、「怖い」というイメージ以上に、委員会の活動に対する興味を抱くことができたからです。

民暴事件や、それ以外の反社会勢力が関わっている様々な問題の中には、弁護士の立場でなければ解決に向けて動くことができないものも多々あると思います。

今後は、暴力団対策法や暴力団排除条例等の関連法令について理解を深め、現実の民暴事件にも対応できる弁護士となると共に、離脱支援の問題などにも携わっていかれたらと思います。

寄稿者

さいたま市大宮区仲町2丁目24番地2 金杉仲町ビル5階

吉澤総合法律事務所 ☎ 048-647-9890 FAX 048-647-6050

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会

前野 雅敬 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.120」から編集したものです。